

○オペレーションセンターがオペレーターとして医療職（看護師、准看護師又は医師）を配置し、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されている。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上等に資すると認められること
(算定要件の例示)

○利用者の総数のうち、要介護●以上の者の占める割合が●●%以上であること。

2 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

上記の夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の例を参照されたい。

なお、1（2）の例示に関しては、オペレーションセンターを置かない夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）においては、管理者等が地域とのネットワークを形成するなど工夫すること。

3 小規模多機能型居宅介護費

市町村が地域の実情等を勘案し設定した算定要件

(算定要件の例示)

<利用者への直接的なサービスに関する項目>

○訪問機能を強化するなどの体制整備及び実績を評価する。

○市町村等が開催する定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議に出席し、運営状況を報告するとともに、他の事業所との間で意見交換や事例検討、人事交流を行うなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図っている（又は「地域ネットワークを通じてサービスの質の向上を図っている活動の実績等について第三者機関等の評価を受けている」）。

○認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象

○オペレーションセンターがオペレーターとして医療職（看護師又は医師）を配置し、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。

(三) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること

ロハニ 定期巡回サービス費、随時訪問サービス費（Ⅰ）及び随時訪問サービス費（Ⅱ）

専門性の高い人材が確保されていること

(例)

○訪問介護員の総数のうち介護福祉士の資格を有する者が3割以上であること。

○5年以上の経験年数を有する訪問介護員を3名以上配置すること。

2 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

(一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること

(二) 地域における支援体制が確保されていること

(三) 専門性の高い人材が確保されていること

(四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること
上記の夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の例を参照とされたい。

3 小規模多機能型居宅介護費

(一) 認知症高齢者を積極的に受け入れていること

(例)

○独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者を登録定員の5割以上受け入れていること。

○独自報酬算定開始月の前3月間における、新規登録者のうち6割以上が認知症高齢者であること。

○独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者であって週5日以上通いサービスを利用する人を登録定員の2割以上受け入れていること。

(二) 専門性の高い人材が確保されていること

者を除く。)を受け入れている。(対象者加算)

○介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が●●% (「●●%」は40%を超える割合) 以上である (又は「●●%以上40%未満である」)。

○●●により、利用者へのサービスの質の向上が図られている。

<地域への貢献等に関する項目>

○地域住民との定期的な交流のための地域交流スペースを、居間とは別の場所に設けており、定期的に地域住民との交流が図られている。

○登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けられている (1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など)。

○配食サービスや相談支援の実施など地域生活の支援体制が強化されている。

○認知症サポーターの養成支援や介護教室の実施など地域支援体制が確保されている。

(例)

○介護福祉士の資格を有する常勤の介護従業者を3名以上配置すること

○5年以上の経験年数を有する介護従業者を3名以上配置すること。

○認知症介護実践者研修修了者を3名以上配置すること。

○認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること。

○認知症介護の経験のある常勤の看護師を配置すること。

(三) 他の事業者や地域との連携の強化がされていること

(例)

○地域住民との定期的な交流のための地域交流スペースを、居間とは別の場所に設けること。

○登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けること (1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など)。

○市町村等が開催する定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議に出席し、運営状況を報告するとともに、他の事業所との間で意見交換を行うなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。

(四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること

3. 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正について

(1) 改正の経緯

住宅施策と介護・福祉施策は、これまでも、シルバーハウジング・プロジェクトや地域ケア体制整備構想の策定等を通じて、高齢者の住まいと見守りサービス、介護サービスの提供について連携して取り組むとともに、地域介護・福祉空間整備等交付金を活用した「安心住空間創出プロジェクト」の実施等、厚生労働省と国土交通省の協力の下に実施してきたところである。今般、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号）を改正する（今通常国会に改正法案を提出）こととし、当該法律に高齢者に対する介護や福祉に関する事項を盛り込み、高齢者が安心して暮らしていくための支援への取組みについて、さらに両施策の連携を推進していくこととしたところである。

については、各地方自治体におかれても、今後の介護サービス基盤の整備等を行うに当たっては、当該法改正の内容を踏まえ、これまで以上に住宅部局との連携を図りたい。

(2) 法改正の内容

法改正及びそれに付随する予算等の具体的な内容は以下の通り。

① 高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の拡充

従来、国土交通大臣が、高齢者に対する賃貸住宅の供給等につき定めていた基本方針について、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定めることとするとともに、老人ホーム（有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の供給に関する事項等についても併せて定めることとする。

② 高齢者居住安定確保計画の策定

都道府県は、上記の基本方針に基づき、住宅担当部局と高齢者介護・福祉担当部局が共同で、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標や、「高齢者居宅生活支援事業」（デイサービス等の介護サービスや配食、見守り等の生活

支援サービスをいう。)の用に供する施設の整備の促進について定める「高齢者居住安定確保計画」を定めることができることとする。

③高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

高齢者向け優良賃貸住宅又は公的賃貸住宅団地と一体的に行われる「高齢者生活支援施設」(デイサービスセンター等の介護サービス拠点や交流施設等をいう。)の整備に対する国庫補助事業として、「高齢者居住安定化緊急促進事業」を創設することとしている(国土交通省予算)。また、法改正により、高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設(「高齢者居宅生活支援施設」という。)と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸することを可能とする。

なお、当該補助事業については、地域密着型サービス拠点も対象となりうるが、当該補助事業により補助を受けた場合は、地域介護・福祉空間整備等交付金の交付は受けられないこととする予定であるので留意願いたい。この他、当該補助事業と地域介護・福祉空間整備等交付金との間の調整に関する具体的な取扱いについては追って周知する予定である。

④その他

上記のほか、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度の改善(登録基準の設定及び指導監督の強化)等を行う。

4 ユニットケア研修について

高齢者介護の理念は「尊厳の保持」と「自立支援」であり、それは、個人の暮らし方を尊重し、その人らしい生活を継続できるような個別ケアの実践と生活支援により支えられる。そのようなケアや支援を実現するため、高齢者が自分の居場所を確保でき、家庭的な雰囲気の中で自分のペースで過ごせる個室型ユニットの普及を推進している。

ユニットケアは、画一的な方法ではなく、個人の希望や状態に応じて柔軟に対応する必要がある。ユニットケアを推進するに当たっては、ユニットケアに関する情報の普及が必要であるため、都道府県・指定都市においては、次の研修を活用し、ユニットケア

に関する適切な情報の普及のために御協力をお願いしたい。

(1) 施設整備等担当者研修・指導監査担当者研修について

ユニットケアにおけるハード面の整備は、設計の段階から高齢者の生活を理解した計画が必要である。設計の段階における的確な指導や助言が、その後の適切な介護実践につながる。そのため、平成16年度より施設整備担当者研修を実施し、担当職員がユニットケアへの理解を深め、相談業務等に活かせるような、講義演習形式の研修を実施している。

また、ユニットケアにおける設えや介護の実践は、従来型のものとは異なるものであるが、従来型のケアの延長であるとの不適切な認識に基づく指導監査により、施設側に混乱をきたしている事例もある。そのため、平成18年度より、ユニットケア施設指導監査担当者研修を実施している。

なお、平成21年度におけるこれらの研修については国立保健医療科学院（埼玉県和光市）において、6月頃の開催を予定しているのでご了知いただき、研修への積極的な参加をお願いしたい。

(2) ユニットケア研修等事業について

施設管理者研修では、ユニットケアを導入するにあたり、管理者が抱える課題の解決に役立つ事例の紹介や対策について実践的に考えられる内容を、ユニットリーダー研修では、利用者の尊厳の保持やこれまでの生活の継続並びに利用者の自立を支援するためのユニットケアについて理解を深める内容を実施していただいているところである。各都道府県・指定都市においては、引き続きこれらの研修の実施主体として、研修の開催及び受講者の推薦等、適切な研修運営をお願いしたい。

また、ユニットリーダー研修の実施にあたっては、ユニットケアの正しい理解と実践力を備えた即戦力となる指導者の育成が必要であるため、平成18年度から、ユニットケア指導者養成研修を実施しているところである。

本年度のユニットケア指導者養成研修修了者は21名（累計79名）の予定となっているところであるが、今後の研修体制を考えると十分とはいえない状況であり、各指導者の負担が非常に重い状況となっているので、各都道府県・指定都市にあつ

ては、ユニットケアにかかる研修の主体として、ユニットケア指導者養成研修受講者の確保につきご配慮願いたい。

5 介護関連施設における介護事故防止と感染対策について

介護関連施設内における事故防止並びに感染症の発生及びまん延の防止については、各施設の運営基準等において施設の講ずるべき措置及び事故や感染症等の発生時の報告について定めるとともに入所予定者に感染症や既往があった場合の適切な対応の徹底を通知しているところであり、各施設に対し周知徹底及び適切な指導をお願いしたい。

(1) 介護事故の防止について

介護施設等におけるケアの質に関心が高まる中で、介護に関連する事故が注目されている。事故による負傷等は入所者の生活の質を低下させ、また重度化につながることから、事故の発生を防止することが重要となる。

都道府県・指定都市においては、施設内における適切な感染対策の指導の一環として、施設管理者及び感染管理担当者を対象とした「感染症対策指導者養成研修事業」を実施していただいているところであるが、平成21年度においては、本事業の対象を感染対策と介護における事故防止対策に拡大し、「介護における事故防止推進（仮称）研修事業」として創設することとしている。当該研修は、受講対象者を同一施設の看護職員及び介護職員の2人を1組として実施し、講義やグループワーク等を通して両職種間のケアの連携強化及び介護における事故防止の推進を図ることとしているので、積極的にご活用いただき、引き続き施設内の事故防止や感染対策体制整備に向けた支援をお願いしたい。

介護における事故防止推進（仮称）研修事業（案）

449百万円の内数

※「介護サービス適正実施指導事業」のメニュー事業

実施主体：都道府県・指定都市

対象者：介護施設に勤務する看護職員及び介護職員

（同一施設から看護職員及び介護職員の2人を1組とする）

補助額：厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 感染症対策について

例年、冬季においては感染症の集団発生が見られるところであり、次のことに御留意の上、衛生主管部局と連携の上、各施設に対して適切な指導をお願いしたい。

- ① ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発1226001号、老計発1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）を通知したところであり、これを踏まえ、管内市区町村及び管内介護関連施設における対策の一層の周知徹底を図ること。

- ② インフルエンザについては、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成20年11月14日健感発第1114001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を踏まえ、対策の周知徹底を図っていただいているところであるが、病院や学校等において集団感染が発生していることから、対策の一層の周知徹底をお願いしたい。

- ③ 高病原性鳥インフルエンザについては、近年、東南アジアを中心に流行しているほか、ヨーロッパでも発生が確認されるなど、依然として流行が継続・拡大しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が指摘されている。

厚生労働省においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」、「新型インフルエンザに関するQ&A」、「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等

に対する手引き」等を作成しているので、これらを踏まえた対応を徹底すること。

④ その他、多数の高齢者が利用する施設等においては、感染症の集団発生が生じやすいことから、衛生主管部局と連携の上、衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のために適切な措置が講じられるよう留意するとともに、施設内で感染症等が発生した場合の報告については、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）に基づき、適切な対応を徹底すること。

⑤ 平成16年度に取りまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」は、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>）に掲載しているもので、引き続き、管内の介護関連施設に周知徹底すること。

6 成年後見制度利用支援事業の周知について

本事業は、地域支援事業交付金の事業の一つとして実施されているところであるが、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が出来ないといった状況にある。

補助の対象となる事業は、

- ① 成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成や高齢者とその家族に対する説明会・相談会の開催など成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
- ② 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬に対する助成

等、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業を対象としている。

当該事業の平成19年度の全国の平均実施率は、約50%であり、都道府県毎の実施状況においても、実施率が90%を超えているところもある一方、30%に満たないところもあるなど実施状況にかなりの格差が見受けられることから、各都道府県におかれては、本事業の趣旨を十分にご理解の上、管内の市区町村に対して事業の周知をお願い

したい。

(参考) 都道府県別の実施状況 (全国平均：51%)

都道府県別 管内保険者実施率 (%)	都道府県数
81～100	3
61～80	14
41～60	23
21～40	7

さらに、平成20年10月の事務連絡により、

- ① 市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても補助の対象となるものであること
- ② 市町村の創意工夫を活かした介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要と考える多様な事業が補助の対象となること

について周知しているところであるが、改めて、管内の各市区町村に対し制度の周知をお願いするとともに、積極的に当該事業を実施していただくようご協力をお願いしたい。

また、当該事業の実施にあたっては、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が広く地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するという観点から、

- ① 判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助等を行う社会・援護局所管の「日常生活自立支援事業（平成17年3月31日社援発0331021号）」などの他の権利擁護に関連する事業
- ② 市区町村社会福祉協議会、司法書士会（リーガルサポートセンター）、社会福祉士会（ばあとなあ）、日本弁護士連合会など的高齢者・障害者の権利擁護に携わる各種団体

との連携を図るよう周知願いたい。

7 百歳高齢者表彰について

(1) 百歳高齢者関係調査への協力依頼

平成21年度における百歳高齢者表彰に係る大まかなスケジュールについては、以下のとおりであるので表彰対象者等の漏れ等が発生しないようご協力をお願いする。

また、本年度は、記念品の調達を早期に行うこととしているため、例年、記念品の調達数量の確定を目的として地方自治体に対して実施している「表彰対象者(記念品贈呈対象者)に係る人数調査」等の実施時期を以下のとおり変更したところであるから、管内の市区町村に対して当該調査への協力について周知願いたい。

<参考1>平成21年度百歳高齢者表彰対象者

明治42年4月1日から明治43年3月31日までの間に出生した者であって、平成21年9月15日現在において存命の者

<参考2>平成21年度 百歳高齢者表彰のスケジュール(案)

月	日	事 務 内 容	提出〆切
平成21年2月	上旬	百歳高齢者関係調査(1)依頼	
		①人数調査	3月19日
		②海外居住百歳以上高齢者調査	4月下旬
	中旬	百歳高齢者関係調査(2)依頼	
		①対象者の氏名確認調査	7月上旬
		②百歳以上高齢者調査	8月下旬
		③国内最高齢者調査	9月上旬
		④地域で話題の高齢者調査	9月上旬
	下旬		
3月	上旬		
	中旬	百歳高齢者関係調査(1)①集計	
	下旬		
4月	上旬		
	中旬		

	下旬	百歳高齢者関係調査(1)②集計	
5月	月上旬	在留邦人戸籍確認	8月上旬
	中旬		
	下旬		

7月	月上旬	対象者の氏名確定	
	中旬		
	下旬	①贈呈対象者最終確認 依頼	8月中旬
		②銀杯・紙筒の自治体送付数最終確認 依頼	8月中旬
		③記念品引渡し送付先登録 依頼	8月上旬
		④取材・問合せ先登録 依頼	8月中旬
8月	月上旬	記念品引渡し送付先リスト 完成	
	中旬	贈呈対象者数 確定 銀杯・紙筒の自治体送付数 確定 取材・問合せ先リスト 完成	
	下旬		
9月	月上旬	贈呈対象者数 最終確認 引渡し通知 交付	9月上旬
	中旬	閣議 閣議後、資料を公表	
	下旬		

(2) 表彰対象者の異動に伴う報告の徹底

百歳高齢者表彰の実施に当たっては、これまで自治体間において表彰対象者の異動について情報交換をすることがなかったことから、表彰対象者の異動情報が、異動元又は異動先の自治体において共有されず、結果として、表彰対象者から漏れるといった事案が散見されたこと等を踏まえ、平成20年4月及び同年8月には、都道府県あて最高齢者及び表彰対象者（以下「表彰対象者等」という。）の異動に係る報告体制

についての協力を依頼しているところである。

当該行事は、長寿を祝い、かつ、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに感謝し、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることが目的であることから、事務的な手違いによって、本来表彰される方が表彰対象者等から外れるといったことがないよう、都道府県、指定都市、中核市をはじめ管内の市区町村に対して、表彰対象者等の異動に係る報告体制について遺漏のないよう周知願いたい。

(3) 記念品(銀杯)の寸法変更

百歳高齢者表彰は、昭和38年度より老人の日記念行事として、その年度に百歳を迎える高齢者の方々に内閣総理大臣より祝状及び記念品(銀杯)の贈呈を行っているところである。

これまで、贈呈する記念品(銀杯)については、直径3.5寸(約105mm)としていたが、平成21年より直径3.0寸(約90mm)に変更することとしたので、ご了知願いたい。

8 認知症対策の推進について

認知症介護等対策については、これまで、認知症グループホーム等の介護サービスの提供や、認知症介護従事者に対する研修等を通じたケアの質の向上、認知症ケアの標準化や高度化の推進、地域のかかりつけ医の認知症対応力の向上や認知症サポート医の養成を通じた地域医療体制の充実、認知症サポーターの養成や認知症徘徊ネットワーク等を通じた認知症地域支援体制の構築等について国、自治体、関係団体の協力の下で推進してきたところである。

このような中で、昨年、厚生労働大臣の指示の下「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）が開催され、同年7月、提言が取りまとめられた。

本提言においては、今後の認知症対策として、①実態の把握、②研究・開発の促進、③早期診断の推進と適切な医療の提供、④適切なケアの普及及び本人・家族支援、⑤若年性認知症対策の推進が重要であると指摘されている。

今後この提言を踏まえた認知症対策を実施するに当たり、平成21年度予算（案）においては、従来の「認知症対策総合支援事業」を大幅に拡充し、総合的な認知症対策を推進することとしている。

老健局所管の平成21年度予算（案）においては、プロジェクトの提言のうち④適切なケアの普及及び本人・家族支援及び⑤若年性認知症対策に関する事項を中心に、事業の実施を予定している。

各都道府県においては、必要な予算の確保及び地域包括支援センターに配置する認知症連携担当者やコールセンターによる電話相談体制、若年性認知症ネットワーク等必要な体制の準備を進め、国庫補助事業の積極的な活用による認知症対策の積極的な推進をお願いする。

（平成20年度予算額 1,605,598千円）

認知症対策等総合支援事業 平成21年度予算（案） 3,029,053千円

○ 認知症地域ケア推進事業

⑨	認知症対策連携強化事業	900,000千円
・	認知症地域支援体制構築等推進事業	408,289千円
○	認知症ケア人材育成等事業	
・	認知症対応型サービス事業管理者等養成事業	} 282,310千円
・	認知症地域医療支援事業	
・	高齢者権利擁護等推進事業	
⑩	認知症ケア多職種共同研修・研修事業	62,431千円
⑪	認知症対策普及・相談・支援事業	698,112千円
⑫	若年性認知症対策総合推進事業	154,446千円
○	認知症ケア高度化推進事業	76,945千円
○	認知症介護研究・研修センター運営事業	446,520千円

このうち、新規事業については、以下のとおりの実施を予定している。

(1) 認知症対策連携強化事業の創設

実施要綱は以下を予定している。

都道府県におかれては、地域包括支援センター及び認知症連携担当者の選定作業をお願いします。なお、認知症連携担当者に必要な研修は2.1年度上半期に実施予定であることから、当該研修の受講を見込んだ認知症連携担当者を配置し、4月1日から事業を開始することとして差し支えない。

【実施要綱(案)】

1 目的

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族に対する支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

今般、認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターと緊密に連携する地域包括支援センターに認知症連携担当者を配置し、地域における認知症ケア